

令和2年度 第1回

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会

議事録 要約

日時 令和2年8月20日(木)
午前9時30分～午前11時30分
場所 佐久市役所 保健センター

- 1 開 会 (進行：事務局)
- 2 あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 会議事項 (進行：会長、説明：事務局)
 - (1) 第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画
令和元年度事業実績について
 - (2) 第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画
令和2年度事業計画について
 - (3) 佐久市人権問題に関する市民意識調査について
 - (4) 同和地区生活実態調査について
- 5 その他
報告事項
「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」の改正について
- 6 閉会 (進行：事務局)

【質疑、意見】

「議事録の作成について」

委員

現在、議事録が要約されたかたちで届いているが、発言者や質問の意図を正確に記録し、次回以降の審議会へ経過を引き継いでいくためにも、より詳細な議事録を作成するべきであると考えているがいか

事務局

現在、議事録については要約したものを公表しておりますが、いただいた質問、意見はすべて記載し審議の経過を記録出来ていると考えています。要約することで質問の意図するところが違ってしまわないよう、ご質問いただいた委員さんに事前に確認する等した上で、従来のように要約した議事録を公表することとさせていただきたい。

会長

この審議会で議論した内容については、内容が正確に伝わるように要点を絞ったうえで、今後のステップとなるよう経過を残していただくということをお願いします。

- (1) 第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計令和元年度事業実績について
 - (2) 第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画令和2年度事業計画について
- 【質疑、意見】

「人権同和教育推進員について」

委員

令和元年度実績の中で、人権同和教育推進員を4人増員したということで報告されているが、人権同和教育推進員設置要綱で定数は26名と定められており、これまで22名でやっていたものを定数の26名としたものであり、増員という表現は違うのではないか。

事務局

定員割れが続いている状況から昨年度26名の定員まで選任し、前年度までと比べ増となっているので、増員と表現させていただきました。この表現につきましては、今後過大な表現とならないよう検討いたします。

「公正採用人権啓発推進員について」

委員

企業同和教育の関係で、一定規模以上の企業は人権啓発推進員を置く、となっているが佐久市の設置

状況及び課題についてお伺いしたい。

事務局

公正採用選考人権啓発推進員制度は厚生労働省の所管する取り組みで、佐久市ではハローワークに届け出がされるものでして、市の事務局では実態が把握できておりません。

「就学前の人権同和教育について」

委員

令和元年度実績の中で、就学前の人権同和教育が0件だったとの報告がありますが、その理由及び今後の対策は。

事務局

就学前における人権同和教育といたしまして、昨年度も市内すべての保育園に研修会開催の依頼をいたしましたが、各保育園においては研修会等の実施の機会も限られている中で、さまざまな研修会の開催の依頼があり、残念ながら元年度は他の研修会の開催が計画され、人権同和研修会の実施に至りませんでした。

ただ、就学前からの人権同和学习というのは重要なことであると考えておりますので、研修会の機会そのものを増やす等、年に1回は研修会が開催できるよう要望してまいります。

「学校における人権同和教育について」

委員

令和元年度実績の中で、学校における人権同和教育の報告の中に、部落差別の実態研修と当事者を招いた研修を行ったとの記載がありますが、内容について伺いたい。

事務局

昨年度、浅科小学校の教員のみなさんを対象に、「部落差別の歴史と現状」について、部落解放同盟の方を講師にお招きして研修を行いました。

「本人通知制度について」

委員

令和元年度実績の中で、本人通知制度について、問い合わせが17件、開示請求が1件あったとのことだが、内容について伺いたい。

事務局

本人通知制度に関する問い合わせについては、車両の購入や相続等の手続きの際に、書類の取得を司法書士等に依頼していたことを、依頼したご本人が忘れてしまっていたことによるものがほとんどです。

お問い合わせをいただいた方に内容を説明すると、ご自身で依頼されたものと判明したというものがほとんどでして、制度開始の平成 26 年度以降、差別問題で住民票等を調べたということはありませんでした。

「インターネットによる人権侵害について」

委員

インターネットによる人権侵害に関することについて、モニタリング体制を構築しているとのことだが、どのような体制か伺いたい。

事務局

モニタリング体制の構築につきまして、県内各市町村それぞれ単独では難しいところがございまして、県及び県内 10

市町村の担当者による協議を昨年度から始めたところであります。

現在のところ実施に至ってはおりませんが、実施に向けてどのような体制を構築していくのが一番いいのかという協議を進めてまいります。

(3) 佐久市人権問題に関する市民意識調査について

【質疑、意見】

「調査票の文字の色について」

委員

資料 2 の市民意識調査票は、赤、黒、青の 3 色で分けられている。先ほどの説明では、新規の設問や選択肢が赤で記載されているとのことだが、受け取った人は強調されていると感じて回答に影響する可能性があるため、文字については黒で統一した方がいいと思う。

事務局

赤字の箇所は、今回の審議会資料として、変更箇所が分かるように示させていただいたものでございまして、実際にお配りするものは文字の色が統一されたものになります。

「同和問題（部落差別）について」

委員

同和問題についての設問があるが、今新しい法律として、部落差別解消推進法が施行されているので、同和問題と併記して（部落差別）と入れていただくと啓発も図れると思うので検討していただきたい。

事務局

検討させていただいて、同和問題（部落差別）と併記いたします。

「北朝鮮当局による拉致問題等について」

委員

北朝鮮当局による拉致問題等とあるが、等とはどういうことか。

事務局

検討させていただいて、法律の名称の表現に合わせて「北朝鮮当局による拉致問題その他人権侵害問題」と修正させていただきます。

なお、その他人権侵害問題とは、北朝鮮当局による言論の自由等の権利の剥奪や、拷問等の非人道的行為を指しております。

「回答の選択肢について」

委員

問2の回答の選択肢に「わからない」というものがあるが、「特にない」というという選択肢もあり、「わからない」は不要ではないか。

委員

「わからない」という選択肢はあった方がいいと思う。この調査は18歳以上の市民が対象であり、若い方のところへ届くことも考えられ、わからないという人もいると思う。

無作為に送付する以上、わからないという言葉は必要だと思う。

事務局

資料通り「わからない」という選択肢については入れることとさせていただきます。

「障がいの標記について」

委員

障がい者等の表記はひらがなとなっているが、性同一性障害について漢字の害が使われているので統一されたい。

事務局

ご指摘ありがとうございます。修正いたします。

「外国人の方への配慮について」

委員

調査の対象について、1,000 人を無作為に抽出するとのことで、外国人の方も含まれているため、最低限ルビを振るようにはしていただきたい。

事務局

住民登録をされている外国人の方が抽出される可能性がありますので、ルビを振らせていただきます。

（４）同和地区生活実態調査について

【質疑、意見】

「世帯員調査票について」

委員

世帯員調査票について、対象は小学生以上で、プライバシー等に配慮し一人一人記入するということが、小学生には読めない漢字があったり、内容的に難しいところがある。

また小学生が回答する設問と、回答出来ない設問とがあるためわかりやすくなるよう配慮していただきたい。

事務局

小・中学生でも回答出来るようなかたちを検討いたしまして、お子さんの回答については各家庭の状況にあわせ必要に応じて保護者の方にご協力いただくよう文章を追加します。

また、小・中学生が回答するところ、回答が不要なところを調査票中に明示するとともに、調査票すべてにルビを加えます。

「性別の選択肢について」

委員

市民意識調査では性的マイノリティに配慮し、性別に「その他」の選択肢があるが、生活実態調査では「その他」の選択肢が無いため統一されたい。

事務局

「その他」の選択肢を加えさせていただきます。

「調査の実施方法について」

委員

同和地区生活実態調査は、市民意識調査とは違い、調査員が各家庭へ調査票を配布し、記入してもらったものを回収してくるという調査であり、コロナ禍での実施について、実施方法や、前回並みの90パーセント超の回収率を達成できるか心配している。

事務局

同様の方式の調査として、国勢調査が本年度の10月に実施されるため、その対応を参考にしながら実施方法について検討してまいります。

報告事項

「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」の改正について

【質疑、意見】

委員

条例改正について、来年度第4次総合計画との整合性を図りながら改正の議論をしていくということだが、総合計画が先に出来るのか。

現行の条例は合併当時に出来たもので、それ以降、国において部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法が施行されるなど状況の変化もあるため、その変化も踏まえて、まず条例改正を行い、改正された条例に基づいて総合計画を作っていく方がいいと考えるがどのようになるのか。

事務局

来年度条例改正についてもこの審議会でお諮りいただくこととなるということでご報告させていただきました。来年度、条例改正と第4次総合計画とについてお諮りいただく中で、どのように進めていくのが良いかということについてもご審議をいただき、審議の結果に基づいて進めてまいりたいと思います。

【要望事項】

委員

条例改正について、次回の審議会の議題としていただきたい。